

保育士等を養成する学校その他の施設の学則等変更の承認申請 及び届出について

(平成七年二月二八日)

(児発第一三八号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知)

標記については、別添 1 のとおり、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が平成七年二月二十八日厚生省令第六号をもって公布され、即日施行されたところであるが、その改正の趣旨及び内容等は、左記のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺漏なきよう留意されるとともに、貴管下関係機関に対するすみやかな周知方よろしくお願いしたい。

記

第一 改正の趣旨

保育士等を養成する学校その他の施設(以下「指定施設」という。)の学則等の変更について、指定施設及び都道府県(指定都市を含む。)の事務の簡素化を図る観点から、所要の改正を行うものである。

第二 改正の内容

1 提出書類等の簡素化について(別表を参照のこと。)

- (1) 学則に掲げる事項のうち修業年限及び基礎科目の変更については、承認事項から届出事項とすること。
- (2) 学則に掲げる修業年限、修業教科目、学生定員、入所資格及び単位の算定方法以外の事項並びに学校又は施設の長の変更については、届出を不要とすること。

2 第三十九条の三第二項の厚生大臣の定める修業教科目については、別添 2「児童福祉法施行規則第三十九条の三第二項に規定する厚生大臣の定める修業教科目(平成七年二月二十八日厚生省告示第三十一号)」により定められたものとすること。

第三 その他

1 施行期日

本改正については、公布の日から施行すること。

2 経過措置

施行日以前に、今回改正前の児童福祉法施行規則の手続により修業年限及び基礎科目の変更の承認を申請している者については、当該変更のあった日から一か月以内に届け出たものとみなすこと。

別添 1・2 略

別表

事項		改正前	改正後
学 則	修業年限	承認申請	届出
	修業教科目単位数 及び履修方法	専門科目	承認申請
		基礎科目	承認申請
	学生定員	承認申請	承認申請
	入所資格	届出	届出
	単位の算定方法	届出	届出
	その他(※)	届出	届出不要
設置者の氏名又は名称及び住所		届出	届出
名称及び位置		届出	届出
学校若しくは施設の長		届出	届出不要

(※)学則中の「その他」とは、以下の事項が含まれる。

- 1 学年、学期及び休業日に関する事項
- 2 部科及び課程の組織に関する事項
- 3 授業日時数に関する事項
- 4 学習の評価に関する事項
- 5 職員組織に関する事項
- 6 退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 7 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
- 8 賞罰に関する事項
- 9 寄宿舍に関する事項